

国際会計基準審議会（IASB）、 IFRS第20号「規制資産及び規制負債」を公表

IASBは、2026年5月27日に、IFRS第20号「規制資産及び規制負債」を公表しました。

料金規制

規制資産・負債

時点差異



News

- IFRS第14号「規制繰延勘定」に置き換わる新たな会計基準として、IFRS第20号「規制資産及び規制負債」が公表されました。
- 本会計基準は、料金規制のもとで生じる「時点差異」を財務諸表に適切に反映するための包括的な会計モデルを導入するものであり、主に公益事業、エネルギー、運輸等の企業に影響すると想定されています。
- 本会計基準には、規制資産、規制負債、規制収益及び規制費用の認識、測定、表示並びに開示に関する原則が示されています。



Background

- 料金規制のもとでは、財又はサービスの提供時期とそれに対応した報酬の請求時期とに差異（時点差異）が生じることがあります。
- 従来 of 会計基準では、たとえば、将来の期間における規制料金に含めて請求する報酬の影響を当期の収益としては認識できず、提供した財又はサービスに対する報酬の一部が異なる期間に認識されるという課題がありました。
- 本会計基準は、こうした時点差異の影響を企業の財政状態、財務業績に反映することにより、料金規制の影響を財務諸表利用者が包括的に理解するのに役立ちます。



Insight

- 本会計基準の導入により、将来の料金調整によって請求金額を加算する権利は規制資産、また減算する義務は規制負債として貸借対照表において認識されることとなります。
- また、規制資産・規制負債の増減の影響が、規制収益・規制費用として認識されることにより、提供した財又はサービスに対する報酬総額を財又はサービスを提供した期間に認識することとなります。
- 対象となる企業は限定的と考えられるものの、本会計基準は特定の業種のみならず適用されるものではなく、適用要件を満たすすべての企業に適用されるため、留意が必要です。

1. 公表の背景

料金規制とは、規制当局によって設定された「規制上の合意」により、企業が顧客に請求できる報酬の金額や、その報酬を規制料金に反映する時期が定められる仕組みをいいます。

このような料金規制のもとでは、企業が提供した財又はサービスに係る報酬の一部が異なる期間の規制料金として回収されることがあり、提供した期と規制料金に反映される期との間にずれが生じます（以下、「時点差異」という）。これにより、従来のIFRS®会計基準では、当期の収益が当該期間に提供した財又はサービスから得られる報酬の一部を表さない場合があるほか、将来の料金調整に係る権利及び義務も財務諸表に反映されていないという課題がありました。

そのため、時点差異が収益及び費用に与える影響や、当該差異に起因して企業が有する権利及び義務の内容及び金額、さらには将来キャッシュ・フローへの影響について、財務諸表利用者が十分に把握することが困難な状況にありました。

これを受けてIASBは、料金規制の影響を財務諸表に適切に反映する包括的な会計モデルとして、IFRS第20号を公表しました。

2. IFRS第20号「規制資産及び規制負債」の概要

(1) IFRS第20号の概要

IFRS第20号は、料金規制の対象となる企業がその適用要件（2.(3)参照）を満たした場合、当該企業が提供した財又はサービスに対する「合計許容報酬」（規制上の合意によって顧客に請求する権利を有する報酬の総額）を、当該財又はサービスを提供した期間に認識するという原則が採用されています。

この原則を適用するため、本会計基準では、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」における収益等、他の会計基準によって企業がすでに認識している金額（以下、「IFRS第15号の収益」という）に加えて、以下の項目を新たに認識することを企業に求めています。

項目	定義
規制資産	IFRS第15号の収益には、すでに提供した規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部がまだ含まれていないため、将来の期間の規制料金を決定する際に、顧客への請求金額を加算するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の権利
規制負債	IFRS第15号の収益には、すでに提供した規制対象の財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部がすでに含まれているため、将来の期間の規制料金を決定する際に、顧客への請求金額を減算するという、規制上の合意によって創出された強制可能な現在の義務
規制収益	規制資産又は規制負債の変動から生じる収益
規制費用	規制資産又は規制負債の変動から生じる費用

(2) 従来のIFRS会計基準（IFRS第15号）に基づく会計処理とIFRS第20号に基づく会計処理との比較

【設例¹（規制資産が生じる場合）】

（前提）

- A社は、規制上の合意の当事者であり、顧客に財を提供する際に発生する投入コストを回収する権利を有している（本事例では、単純化のため、規制当局により、企業は利益なしで投入コストを回収することが認められているものとする）。
- 20X1年の規制料金は、見積み投入コストCU100を回収するように設定されているが、20X1年の実際投入コストはCU120であった。
- A社は、20X1年に回収しなかった投入コストCU20を回収するために、規制上の合意により、20X2年に提供する財に対して顧客に請求する規制料金を増額させる。
- 20X2年の規制料金は、見積み投入コストCU100と、20X1年に回収しなかった投入コストCU20を併せて、CU120（CU100+CU20）を回収するように設定されている。20X2年の実際の投入コストはCU100であった。

【従来のIFRS会計基準（IFRS第15号）に基づく会計処理】

20X1年におけるIFRS第15号の収益は、見積み投入コストに基づく金額（CU100）のみとなり、実際投入コスト（CU120）に基づく合計許容報酬の一部（CU20）は、20X1年のIFRS第15号の収益には含まれません。20X1年の投入コストの回収不足に対する報酬（CU20）は、20X2年に提供する財に対する規制料金を通じて顧客に請求することが、規制当局との合意によって定められているため、20X2年におけるIFRS第15号の収益に含まれます。したがって、20X2年のIFRS第15号の収益には、20X1年に提供した財に対する合計許容報酬の残額（CU20）と、20X2年に提供した財の報酬の全額（CU100）が含まれます。

損益計算書	20X1年	20X2年
IFRS第15号の収益	100	120
投入コスト	(120)	(100)
利益（損失）	(20)	20

これにより、財務諸表利用者は、A社は20X1年の業績が悪く、20X2年は業績が良いと判断する可能性があります。

1 本設例は、IFRS第20号の理解促進を目的としてIASBが公表している説明資料「Introducing IFRS 20 Regulatory Assets and Regulatory Liabilities」を基に作成しており、IFRS会計基準の一部を構成するものではありません。

【IFRS第20号に基づく会計処理】

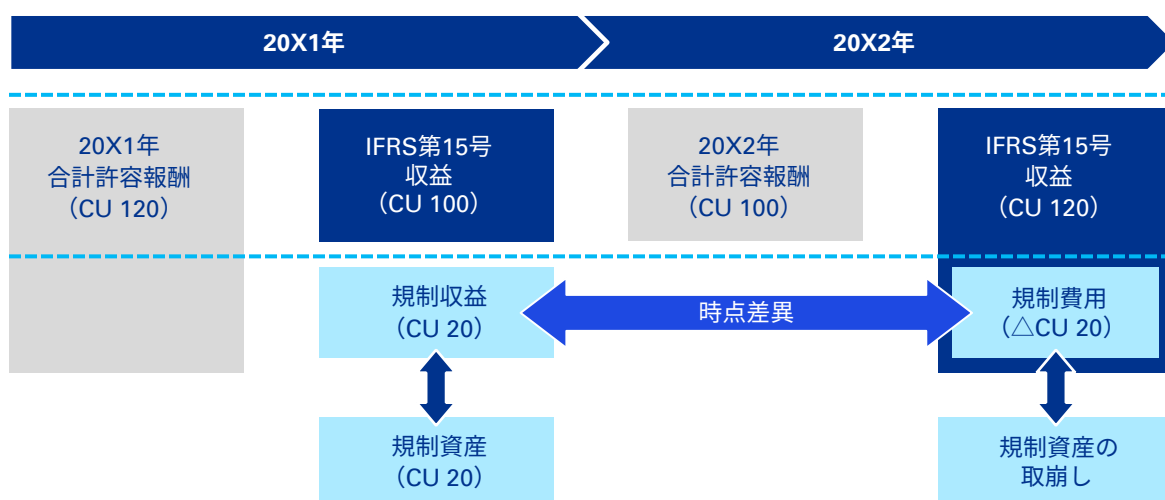
本会計基準では、企業が有する現在の権利を、次のように認識します。

- 実際に財を提供する期間と報酬を請求する期間との差異（時点差異）によって生じる問題に対処するために、企業は、20X1年に財を提供したが、20X2年に請求する報酬分CU20を規制資産として認識するとともに、同額の規制収益を財務業績計算書に含めて認識します（IFRS第15号の収益の直下に表示する）。
- 規制当局との規制上の合意に基づいて、企業は、20X1年提供した財に対する報酬の不足分（CU20）を、20X2年に顧客に請求する規制料金に追加して回収します。ここで、企業は、20X1年に認識した規制資産を取り崩し、規制費用（△CU20）を純損益に含めて認識します（IFRS第15号の収益の直下に表示する）。

損益計算書	20X1年	20X2年
IFRS第15号の収益	100	120
規制収益（規制費用）	20	(20)
投入コスト	(120)	(100)
利益（損失）	-	-

財政状態計算書	20X1年	20X2年
規制資産	20	-

【図表1】（IFRS第20号に基づく会計処理のイメージ図）



あずさ監査法人作成

(3) 規制資産又は規制負債の計上対象となる企業（適用要件）

以下のすべての要件に該当する企業は、本会計基準に基づいて規制資産又は規制負債を計上します。

- 企業と規制当局が規制上の合意の当事者である
- 当該規制上の合意は、企業が顧客に提供する財又はサービスに対して請求する規制料金を規定する
- ある期間に提供した財又はサービスに対する合計許容報酬の一部又は全部が、異なる期間（過去又は将来）に提供する財又はサービスに対する規制料金を通じて顧客に請求される（時点差異を生じさせる）

本会計基準は、必ずしも特定の業種に限定された会計基準ではありません。また、IFRS第14号とは異なり、任意で適用される会計基準ではなく、上記の適用要件を満たすすべての企業に適用されるため、上記の要件に該当するかどうかについて検討が必要です。

(4) 表示

本会計基準では、料金規制に関する項目について、次のように表示することが要求されています（4ページの参照）。

- 財政状態計算書：「規制資産」及び「規制負債」を独立の項目として表示する
- すべての規制収益からすべての規制費用を控除したものを、IFRS第15号の収益の直下に独立の科目で表示する²

2 一部の状況において、規制収益又は規制費用は、その他の包括利益（other comprehensive income, OCI）に含めて表示される場合もある（例：IAS第19号「従業員給付」に規定する確定給付制度の再測定に基づいた影響等）。

(5) 注記

IFRS第20号では、料金規制が企業の財政状態、財務業績及び将来のキャッシュ・フローに与える影響を利用者が理解できるよう、当該企業が当事者となっている規制上の合意の性質について、規制対象の財又はサービス、規制料金の設定方法及び規制料金が請求される時期等を含めて、包括的な開示が必要となります。

3. 適用開始日及び経過措置

本会計基準は、2029年1月1日以降開始する事業年度から適用されます。早期適用も認められ、早期適用を行う場合には、その旨を注記することが求められます。

本会計基準を最初に適用する際は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づく遡及修正が求められます。なお、遡及修正にあたっては、前述の原則的な方法の他、適用開始日の直前の事業年度の期首以降の情報に基づいた事後的判断によって遡及処理を行うといった修正遡及アプローチも認められています。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査したうえで提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2026 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト© IFRS® Foundationすべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人はIFRS財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.orgでご確認ください。

免責事項: 適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会とIFRS財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません（過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない）。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。

「ISSB™」は商標です。「IFRS®」、「IASB®」、「IFRIC®」、「IFRS for SMEs®」、「IAS®」および「SIC®」はIFRS財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この商標が使用中および（または）登録されている国の詳細についてはIFRS財団にお問い合わせください。